

平成23年度 奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

無利子貸与奨学金
第一種奨学金

有利子貸与奨学金
第二種奨学金

大学・短期大学通信教育部 スクーリング
放送大学全科履修生 スクーリング

奨学金の申込手続は、学校の奨学金担当窓口で行ってください。提出書類や、書類の提出期限は学校の指導に従ってください。

なお、提出書類に不備がありますと奨学金の申込みはできません。

以下の欄は、ご自身で記入してください。

奨学金担当窓口 課

申込書類の提出期日 平成 年 月 日 曜日

メモ欄

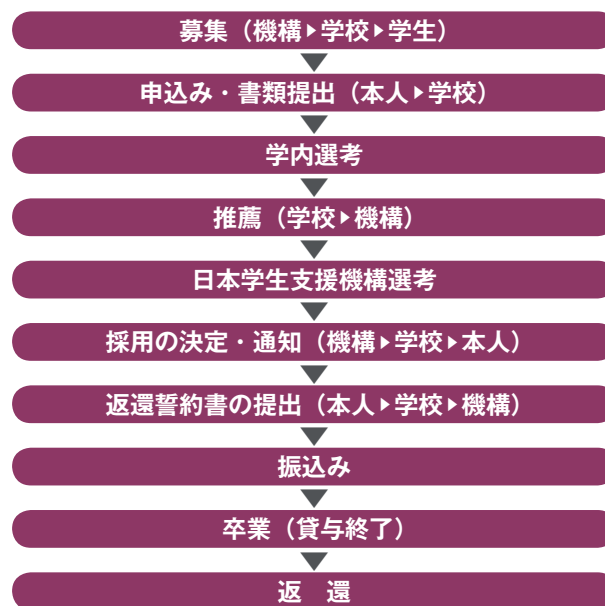
目次

	頁
I. 日本学生支援機構の奨学金とは	3
II. 奨学金の種類と募集時期	3
第一種奨学金（無利子貸与）	3
第二種奨学金（有利子貸与）	3
III. 奨学金の申込み	4
IV. 個人情報情報機関について	5
V. 保証制度の選択について	6
VI. 機関保証制度について	6
VII. 申込み方法について	8
スカラネット入力マニュアル	11
VIII. 採用決定から返還誓約書の提出まで	14
IX. 奨学金の返還について	14
【資料】	
1. 第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の利率の算定方法 元利均等返還について	16
2. 個人情報情報の取扱いに関する同意条項	17
3. 平成23年度機関保証制度の保証料（目安）	18
4. 機関保証制度の保証委託約款	19

●奨学金の申込みは、在学の学校を通して行います。

●申込方法と手続きは、次のとおりです。

奨学金申込みから採用後までの流れ



【申込手続】

原則としてインターネットを利用して行いますが、「確認書」「収入に関する証明書」等は学校の奨学金窓口に提出していただきます。

I. 日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構（以下、「機構」という。）の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資として貸与（貸付）されるもので、貸与が終了した後、必ず返還しなくてはなりません。返還が長期間滞ると法的手続により返還残額を一括で返していただくこととなります。家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、適正な金額、返還時の負担のことなどを十分考慮のうえ申込みをしてください。

なお、機構のホームページで奨学金貸与額を確認できますので、ご利用ください。（下記3を参照）

II. 奨学金の種類と募集時期

1. 奨学金の種類と募集時期の概略

奨学金の種類	受講の形態	対象・資格	募集時期
第一種奨学金 【無利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成24年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時
第二種奨学金 【有利子貸与】	夏季・冬季スクーリング	正科生	面接授業時
	通年スクーリング	通年の面接授業を受け、平成24年3月卒業が見込まれる人	4月
	放送大学	全科履修生で面接授業を履修する人	面接授業時

2. 奨学金の種類

(1) 第一種奨学金(無利子貸与)

- ①利息：無利息
- ②選考：特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。
- ③貸与月額：スクーリング別に定められています。

(2) 第二種奨学金(有利子貸与)

- ①利息：第二種奨学金の利率の算定方法として、①利率固定方式又は②利率見直し方式の2つの方式があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
いずれの方式も利率は年3.0%が上限です。奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。実際の利率及び割賦金は、貸与終了の約5ヶ月後に機構より「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。また、機構のホームページにも利率を掲載します。
- ②選考：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。
- ③貸与月額：本人が5種類の貸与月額から自由に選択できます。
※利率の算定方法と返還の概要図については、16頁を参照してください。

3. 奨学金の貸与月額と貸与期間

奨学金の貸与額及び返還額等の試算は、ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」をご利用ください。<http://simulation.ikusys.jasso.go.jp/simulation/index.action>

受講形態	奨学金の種類		貸与期間(回数)		
	第一種奨学金	第二種奨学金			
夏季・冬季スクーリング	88,000円	30,000円 50,000円 80,000円 100,000円 120,000円 上記5種類の金額から選択	一面接授業を受講する年度について1回		
通年スクーリング	貸与月額		平成23年4月～平成24年3月まで12ヶ月間		
	自宅			大学	54,000円
				短大	53,000円
	自宅外			大学	64,000円
				短大	60,000円
自宅・自宅外	大学・短大		30,000円		
放送大学	88,000円		一面接授業を受講する年度について1回		

- (注1) 夏季・冬季スクーリング、放送大学の場合、分割して面接授業を受ける者も年1回の貸与となります。
- (注2) 奨学金は、申込者が指定した金融機関の普通預金口座（学生本人名義に限る）に振り込まれます。通年スクーリングの場合は、原則として1ヶ月ずつ振り込まれます。
- (注3) 併用貸与について
 経済状況等により、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。
 申込みは第一種奨学金の学力基準を満たしていることが必要ですが、年収・所得額の上限額は第一種奨学金よりさらに低くなります。

Ⅲ. 奨学金の申込み

学校の選考委員会等が奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている人の中から選考のうえ、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用を決定します。

過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人が、同一区分の大学・短期大学に再入学した場合、及び一部期間貸与を受けた人で第一種奨学金の貸与を希望する人は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。詳しくは学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

なお、留年に相当する間は申込みできません。（休学によるものは除く）

1. 申込資格

大学において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者。

※外国籍の人は、学校の奨学金担当窓口にご相談してください。

2. 学力基準

学年	第一種奨学金	学年	第二種奨学金
1年	①高校または専修学校高等課程最終2カ年の成績が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者で上記に準ずる者	全学年	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者 ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる者 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められる者
2年以上	大学における成績が平均水準以上		

3. 家計基準

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収・所得金額から、規程で定められている特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる。）を差し引いた金額（認定所得金額）が、機構で定められている収入基準額以下であること。年収・所得は、前年（平成22年1月～12月分）収入金額が対象となります。ただし、平成22年1月から申込時現在までに退職、転職、又は就職（開業含む。）等により収入状況が変わった場合には、現在の月収から年間所得を推算します（8頁1. ②を参照）。なお、4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおよそ次の金額以内となります。

年収・所得の上限の目安

(万円)

世帯人数	第一種奨学金		第二種奨学金	
	給与所得※1	給与所得以外※2	給与所得※1	給与所得以外※2
4人	776	320	1,058	572
5人	810	344	1,103	617

※1 給与所得者の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額（税込）」になります。年金・生活扶助費・失業給付金等による収入の場合、給与所得者として扱います。（8頁参照）

※2 給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額」になります。

Ⅳ. 個人信用情報機関について

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記載されている「個人信用情報の取扱いに関する同意条項」についての承諾が必要です。個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

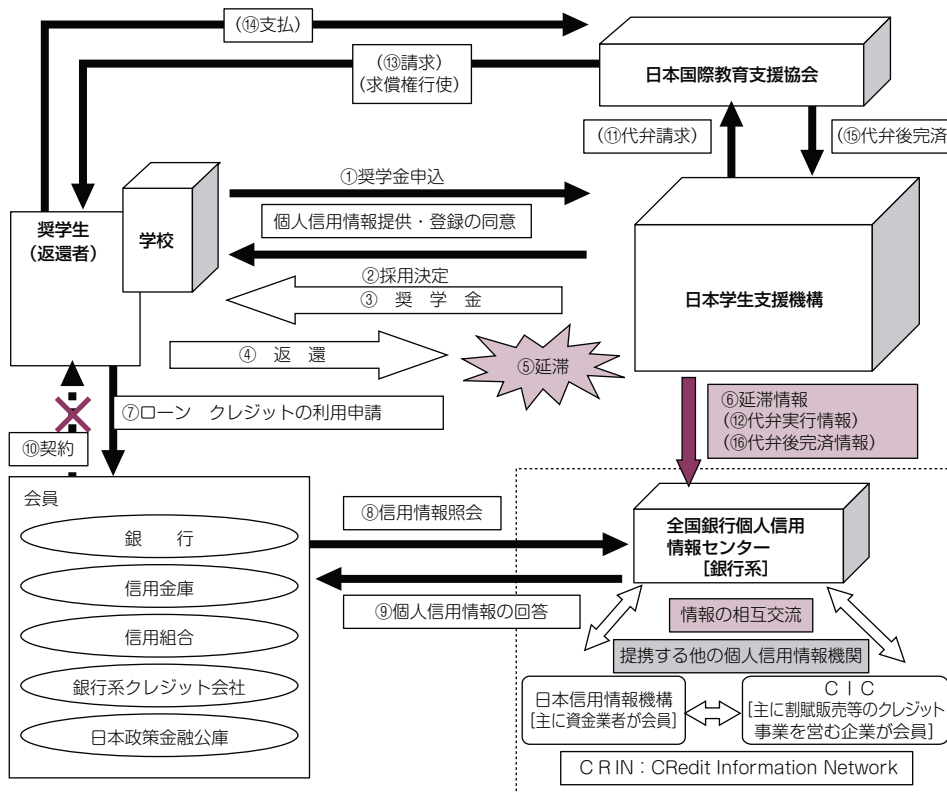
同意条項は17頁を参照してください。

- ①延滞3ヶ月以上の場合に、個人信用情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます。(6ヶ月経過後以降は延滞3ヶ月になった時点。)
- ②奨学金の貸与者全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- ③一度、登録された情報は、延滞中はもちろんのこと延滞解消してさらに返還がすべて完了しても5年間は登録されます。
- ④個人信用情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

[個人信用情報機関の活用のしくみ]



1. 申込～採用決定、振込

- ①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる。）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生（返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上）
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者（個人信用情報機関に延滞者として登録中）がクレジットカードの利用申請～契約不可

⑦クレジットカードの利用申請

- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例（代弁実行～代弁実行後完済）

- ⑪代弁請求
- ⑫個人信用情報機関への代弁実行情報の登録
- ⑬日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑭返還者から日本国際教育支援協会への支払
- ⑮完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ
- ⑯日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ

V. 保証制度の選択について

保証制度について、申込時に次の1又は2のどちらかを選択します。

1. 人的保証制度

連帯保証人及び保証人として定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人・保証人を引き受けてもらう制度です。あらかじめ、連帯保証人及び保証人となる人から引き受けることの承諾を得てください。なお、連帯保証人及び保証人に、未成年や学生等保証能力がない人は認められません。

連帯保証人：奨学生本人と連帯して返還に責任を負う人です。

原則として父又は母。父母がいない等の場合には奨学生本人の配偶者を除く兄弟姉妹・おじ・おば等。申込む学生が未成年者の場合は親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）を選任します。また、奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の連帯保証人は、貸与終了時に満60歳未満の人でなければなりません。

保証人：奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなったときに代わって返還する人です。父母と奨学生本人の配偶者を除く、4親等内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ等）のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計の人。やむを得ない場合を除き、申込時に65歳未満の人。また、奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の保証人は、貸与終了時に満60歳未満の人でなければなりません。

注1 連帯保証人・保証人ともに「返還誓約書」提出時に印鑑証明書等の添付が必要です。14頁人的保証制度の項を参照してください。

注2 連帯保証人・保証人ともに、上記以外の人を選任する場合は、注1の書類に加えて「返還保証書」及び資産等を証明する書類の提出が必要となります。

2. 機関保証制度

人的保証制度が、奨学金の貸与を受ける人が一定の条件を充たす連帯保証人及び保証人を自ら依頼しこれらの人の保証を受けるのに対して、指定された保証機関（保証料の支払いが必要）の連帯保証を受ける制度です。機関保証実施機関は、財団法人日本国際教育支援協会です。

連帯保証人・保証人の届出は不要ですが、「本人以外の連絡先」（機構が本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人）を1人届け出る必要があります。あらかじめ「本人以外の連絡先」として登録すること、機構から電話等による照会があった場合に、あなたの連絡先を知らせることをお願いし、承諾を得てください。

※機関保証に加入し保証料を支払っても、奨学金を返還する義務があることは人的保証制度と同じです。「奨学金の返還をしなくても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

※保証機関が本人に代わって返済（代位弁済）した場合、保証機関は本人にその分（奨学金の未返還額）を一括して請求します。また、悪質な延滞者に対しては、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。

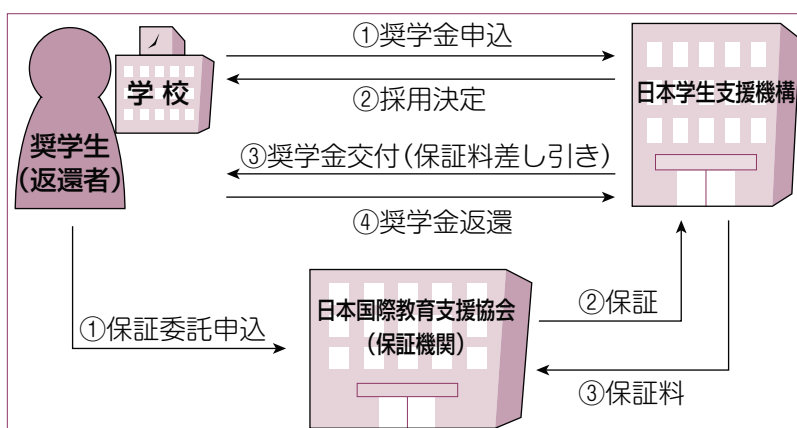
VI. 機関保証制度について

1. 概要

機構の奨学金貸与を受けるにあたって、保証機関の連帯保証を受けるものです。機構が定める条件を満たす連帯保証人や保証人が得られない場合でも、保証機関の連帯保証を受けることで、奨学金を申込むことができます。（V.2 機関保証制度を参照）

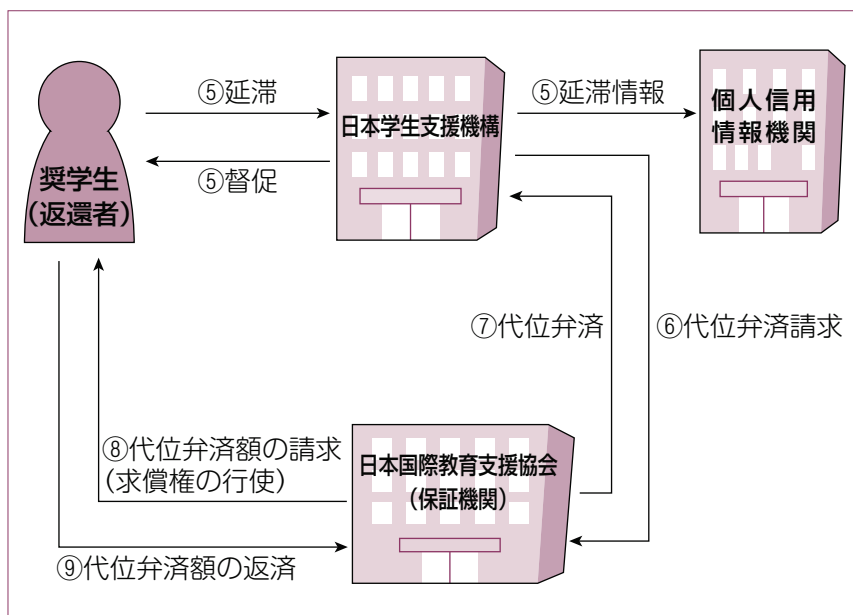
2. 機関保証制度の仕組み

○保証の申込から奨学金の貸与・返還まで



- ①本人が日本学生支援機構（以下「機構」という。）に奨学金を申し込みます。同時に日本国際教育支援協会（以下、「協会」という。）に対し保証委託を申し込みます。
- ②協会が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。なお、採用時に返還誓約書及び保証依頼書の提出が必要です。
- ③機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

○延滞が発生した場合



- ⑤奨学生であった者（返還者）が指定された期日までに奨学金の返還が滞った場合、機構が督促を行います。また、延滞が3ヶ月以上になると延滞情報が個人信用情報機関に登録されます。
- ⑥督促してもなお延滞している場合、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行（代位弁済）請求を行います。
- ⑦協会が奨学生であった者（返還者）に代わって機構に代位弁済します。
- ⑧協会が奨学生であった者（返還者）に代位弁済額の返済を請求します。（求償権の行使）
- ⑨奨学生であった者（返還者）は、協会に代位弁済額を原則一括で返済します。なお、特別な事情がある場合は、代位弁済額の返済方法について個別に対応します。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。

機関保証制度の詳細については、19頁の「保証委託約款」を参照してください。

■注意

機関保証から人的保証への変更は認められません。

ただし、人的保証から機関保証への変更については連帯保証人又は保証人が死亡・破産等やむを得ない事由により変更を行う必要が生じた場合で、代わりの連帯保証人又は保証人を立てることが困難なときは変更することができます。この場合は、貸与始期に遡り、一括による保証料の支払いが必要になります。

3.保証の範囲と保証の期間

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金で、保証期間は貸与中及び返還中です。第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

4.保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

機関保証制度加入者は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」で保証料をお知らせします。奨学金の貸与月額の変更等に伴い、保証料月額も変わります。

※保証料月額は、「機関保証制度の保証料（目安）」（18頁）を参照してください。

5.保証料の返戻

保証委託契約を締結した奨学生で、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は支払われた保証料の一部を協会からお返りする場合があります。

- （1）全額繰上返還をして、返還期間が短縮されたとき。
- （2）一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- （3）機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返りする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座又は返還金自動引落とし口座とします。

ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方へ支払います。

6.保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く）、一定の期間経過後、機構からの請求によって協会が本人に代り機構へ債務を弁済（代位弁済）します。

協会が代位弁済を行った後は、協会に対して原則一括で代位弁済額を返済していただくこととなります。

特別な理由がある場合には、本人の事情に応じて個別に対応することとなります。

また、代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。

VII. 申込み方法について

インターネットを利用した申込み（スカラネット）になります。

別紙「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入のうえ、1の書類（①～③）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号（ユーザーIDとパスワード）を受け取ってください。手続については、学校の指示に従ってください。

1. 申込時の提出書類【提出のない人は申込みができません。】

①確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(以下、「確認書」という。)

「確認書」の記載内容（個人情報取扱いに関する同意条項を含む。）をよく読み、内容を確認のうえ、本人・親権者（本人が未成年の場合）の署名・押印をして、必要な書類を添付して提出してください。

- ※ 親権者の署名・押印は、それぞれ自署、押印してください。
- ※ 個人情報情報機関については、5、17頁を参照してください。

②収入に関する証明書(平成22年分・コピー可)

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入に関する証明書を用意してください。（退職金等、臨時的な収入は含めません。）

収入に関する証明書は、次の人のものがが必要です。

- ・ 父母がいる場合は、父母それぞれの証明書
 - ・ 一人親の場合は、その人の証明書（両親が離婚している場合を含む）
 - ・ 父母が両方ともいない場合は、父母に代わって家計を支えている人（2人いれば2人それぞれ）の証明書
- ※ 父又は母に収入がない場合は、収入がないことの証明（所得金額0円の記載のある「非課税証明書」等）を提出してください。ただし、父又は母が一方の被扶養者であることが源泉徴収票や確定申告書（配偶者控除を申告した場合に限る。）で確認できる方は、収入がないことの証明書がなくても構いません。

平成22年1月から申込み時現在までに退職、転職、または就職（開業含む。）等により収入状況が変わった場合は、現在の月収・賞与などを考慮して、1年分の所得金額に見合った額を推算します。わからないことがあれば学校に確認してください。

●給与所得

給与所得の種類	収入を証明する書類 (コピー可)	発行所	備考
給料、賃金、役員報酬、専従者給与	・ 源泉徴収票 ・ 直近の給与明細書 (3ヵ月分程度) ・ 年収見込証明書	勤務先	平成22年1月から申込み時現在までに転職した場合は、年収見込証明書、又は直近の給与明細書を提出してください。
年金	・ 源泉徴収票 ・ 年金振込通知書または年金額改定通知書	日本年金機構等	
傷病手当金	・ 傷病手当金通知書	日本年金機構等	
失業給付金	・ 雇用保険受給資格者証	ハローワーク	
生活保護法による扶助費	・ 保護決定(変更)通知 ※ 受給金額が記載された書類です。	福祉事務所	受給証明書では認められません。

●給与所得以外…「平成22年分の所得税の確定申告書第一表・第二表(控)」(税務署の受付印のあるもの)等確定申告を電子申告により行った場合は、「申告内容確認票」に「受信通知」又は「即時通知」を添付のうえ提出してください。

※平成22年1月から申込み時現在までに転職（開業）した場合は、転職後の帳簿等コピーと年収・所得金額の計算書を提出してください。

③その他学校が指定するもの

2. 「スカラネット入力下書き用紙」について

別紙「スカラネット入力下書き用紙」に必要事項を記入してください。

記入に当たっての注意は「スカラネット入力下書き用紙」に記載していますので、よく読んでください。

ここでは、収入・所得欄（「スカラネット入力下書き用紙」6頁 H-あなたの家族情報 3. (1) (e)、3. (2) (e)）について、以下に「給与所得の源泉徴収票」と「所得税の確定申告書」の記入例を図解しますので、参照のうえ、正しく記入してください。

スカラネットに入力する際の注意点は、11頁3. (2)「スカラネット入力上の注意」に記載していますので、こちらも必ず参照してください。

複数の定期的な収入がある（給与と年金など）場合はそれらの収入証明書の合計を算出し、(e) に入力してください。

●平成22年分源泉徴収票の場合

平成22年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 北海道札幌市中央区大通西 19丁目2-3 機構ハイツ505	氏名 (役職名) 奨学 一郎	(受給者番号) 〇〇〇〇〇1						
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給与・賞与	8,309,654	6,278,688	3,072,448	320,600					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
有無	3			899,448	50,000	3,000			
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額				円	国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得	千円	
居住開始年月日				(妻) 春子 (長男) 太郎 (二男) 次郎 (長女) 花子				個人年金保険料の金額	千円
								旧長期損害保険料の金額	円
未成年者	本人が障害者	寡婦	寡婦特別	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職	受給者生年月日
○								就職 退職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日
								22	○ 43 10 19

→被扶養の配偶者と確認でき、その方（例では、学生本人の母）に収入がない場合、収入がないことの証明書はなくても構いません。

スカラネット入力下書き用紙6頁
I-あなたの家族情報
3 (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は1）、2）別に）を記入してください。
※1万円未満は切り捨て

1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 830 万円

2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 万円

所得金額 万円

「中途就・退職」欄に月日が記載されている場合
↓
家計を支えている人が、平成22年1月から申込み時現在までに退職、転職、または就職（開業含む。）し収入状況が変わった場合は、源泉徴収票では認められません。現在の月収・賞与などを考慮して、年収見込証明書又は直近の給与明細書から1年分の所得金額に見合った額を推算します。

3. スカラネット(インターネット)申込み【送信した申込内容は、原則変更できません。】

夏季・冬季スクーリング及び放送大学の学生は、「平成23年度スカラネット入力下書き用紙（通信教育学部夏季・冬季スクーリング及び放送大学）」、通年スクーリングの学生は、「平成23年度スカラネット入力下書き用紙（大学・短期大学・専修学校専門課程）」を記入したうえで（1）の事項を確認してください。確認後、（2）のスカラネット入力に進んでください。

(1)【重要】スカラネット(インターネット)申込みを行う前の確認事項

- 保証制度は、どちらを選びますか？
- 人的保証を選択する人は、連帯保証人、保証人から承諾を得ていますか？
- 機関保証を選択する人は、あなた以外の人の連絡先（氏名、生年月日、住所）を決めていますか？また承諾を得ていますか？
- あなたの住民票に記載された住所を確認しましたか？
- 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、利率の算定方法を決めましたか？
- 奨学金を振込む金融機関の口座名義人は、あなた本人の名義ですか？ また、口座番号は、わかりますか？

(2) スカラネット入力マニュアル

◆スカラネット入力上の注意

- ・入力するのにあなたの住民票及び「スカラネット入力下書き用紙」、学校から受け取った識別番号（ユーザID・パスワード）が必要になりますので、事前に用意をしてください。
- ・スペース、半角のカタカナ、全角の英数字は認識されません。
- ・申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- ・スカラネット入力を誤ると、奨学生として採用されなかったり、初回振込みが遅れる場合があります。
- ・システム環境の留意点を確認し、推奨されている環境で入力を行ってください。携帯電話からの申込みはできません。

①ホームページアドレス(URL)の入力

<http://www.ikusys.jasso.go.jp/>

と半角(小文字)で入力(受付時間 8:00~25:00)。[Enter]キーを押すと右の画面が表示されます。

「◆奨学金の新規申込(高校等で予約済の人を除く)」の送信ボタンを押し、次に「セキュリティの警告欄」のOKボタンを押して次の画面へ進みます。



② 識別番号の入力

学校から渡された「ユーザID」と「パスワード」を入力し送信ボタンを押してください。

パスワードは入力すると*で表示されます。

連続して3回入力に失敗すると画面が閉鎖されますので、「ユーザID」欄に入力して正しいことを確認のうえ「パスワード」欄にコピー・貼り付けすると確実です。

③ 確認書の提出状況の入力

「提出しました」を選択し、「規定等を表示」で規定等を確認してから送信ボタンを押して次の画面へ進みます。確認書を提出していない場合は、学校に確認書を提出した後、はじめからやり直してください。

④ 奨学金学種(学校)の選択

該当する課程を選択して次の画面に進みます。

⑤ 申込む奨学金の選択

通常は「定期採用」を選択しますが、必ず学校の指示に従ってください。間違えると選考の対象になりません。

これ以降は「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を、画面の指示に従って、入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、送信ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。

⑥「奨学金申込情報一覧」(申込内容の確認・訂正)

各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目が見つかった場合は、右上の強制終了ボタン×で入力を中止し、確認後に再度初めから入力をやり直してください。

申込の内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。

全項目の確認を終え、送信ボタンを押すと、全申込情報が機構に送られます。

⑧ 申込画面の終了

×を押して画面を終了してください。

以上で申込は完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日、及び採用後に必要な手続きについては学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

※この画面はイメージになります

⑦ あなたの受付番号

「受付番号」をスカラネット入力下書き用紙の表紙「受付番号記入欄」に、必ず転記しておいてください。

VIII. 採用決定から返還誓約書の提出まで

1. 採用決定（各学校によって採用決定時期は異なります。）

採用決定後、機構から学校を通じ以下の書類を交付しますので、学校から受け取ってください。採用されなかった場合には通知しません。また、申込書類等は返却しません。学校又は機構が責任をもって廃棄します。

- 「奨学生証」（採用決定したことを証する書類）
- 「奨学生のしおり」
- 「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」という。）

2. 返還誓約書の提出について

返還誓約書を学校の指示に従って提出し、機構が審査・受理をして採用が確定します。返還誓約書を定められた期限までに提出してください。その際に割賦方法として「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択します。そのほか保証制度により、次のとおりとなります。

期限までに提出がない場合は、振込済額を機構に全額返戻し、採用取消となります。

(1) 人的保証制度

本人、連帯保証人及び保証人の自署・押印（未成年者は、加えて親権者又は未成年後見人の自署・押印）と次の書類の添付が必要です。

- ①本人の「住民票」（コピー不可）
- ②連帯保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）及び「収入に関する証明書」（コピー可）
- ③保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）（4親等内でない場合は、加えて「返還保証書」及び資産等の状況を証明する書類）

(2) 機関保証制度

本人の自署・押印（未成年者は加えて親権者又は未成年後見人の自署・押印）、「本人以外の連絡先」に選んだ人の自署と、次の書類の添付が必要です。

- ①本人の「住民票」（コピー不可）
- ②「保証依頼書（兼保証委託契約書）」

※「住民票」及び「印鑑証明書」は、学校への提出日より3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※割賦方法の選択

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。返還しやすい方法を選択してください。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

- ア 月賦返還…割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落します。
- イ 併用返還…借入金額を二分して月賦分と半年賦分とし月賦分は上記アの方法で、半年賦分は6ヶ月ごと（1月と7月）に引き落します。よって1月と7月は他の月の約7倍の金額の引き落としとなります。

IX. 奨学金の返還について

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から起算して6ヶ月経過後に返還が始まります。返還は口座振替（以下、「リレー口座」という。）によって行います。

1. 貸与終了時の手続について

金融機関の窓口でリレー口座の加入手続きをし、加入手続後「預・貯金者控」のコピーを学校に提出して下さい。

- 提出するもの…リレー口座加入申込書預貯金者控のコピー

2. 奨学金の返還について

奨学金の返還は、リレー口座により、返還誓約書を記入するときに選択した「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかによって行います。口座振替日は、毎月27日です。

なお、初回振替は貸与終了または卒業の翌月から数えて7ヶ月目の27日です。

（例：3月卒業の場合の初回振替10月27日）

- ◆奨学金の返還を延滞すると、年10%の割合で延滞金が課されます。人的保証の場合は、連帯保証人

や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続を行います。法的手続を行った場合、費用も合わせてお支払いいただきます。機関保証の場合は、7頁「〇延滞が発生した場合」を参照してください。

※期限の利益を剥奪した場合は、返還期日未到来分を含めて、元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求します。

- ◆貸与終了後に引き続き在学（又は進学）する場合や、奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって返還の期限が猶予されることがあります。（証明書の提出が必要です。）また、後者の場合は、返還期間を延長し、1回当たりの返還額を減額することがあります。

(1)月賦返還の例(第一種奨学金の場合)

返還回数に返還月賦額を乗じても、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

◆第一種奨学金 平成23年度

受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)	
夏季・冬季スクーリング・放送大学	88,000円	1ヶ月	88,000円	88,000円	3,666円	24回(2年)	
通年スクーリング	自宅通学	12ヶ月	54,000円	648,000円	648,000円	6,000円	108回(9年)
	自宅外通学		64,000円	768,000円	768,000円	7,111円	108回(9年)
	自宅・自宅外通学		30,000円	360,000円	360,000円	3,333円	108回(9年)

(2)月賦返還の例(第二種奨学金の場合)

①割賦金は、借入金額に応じた返還年数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息（貸与終了から返還開始までの間の利息）を返還回数で除した額を上乗せした額です。

②年利率は変動しますが、基本月額に係る貸与利率については上限である3.0%で貸与されたものと仮定して計算しています。

③返還回数に返還月賦額を乗じても、端数調整の関係で返還総額にならない場合があります。

④「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね5年ごとに利率が見直され、返還月賦額が増減します。

◆第二種奨学金 平成23年度

受講の形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還月賦額 (元本+利息)	返還回数 (期間)
夏季・冬季スクーリング 放送大学	30,000円	1ヶ月	30,000円	30,925円	2,576円	12回(1年)
	50,000円		50,000円	51,546円	4,295円	12回(1年)
	80,000円		80,000円	83,690円	3,487円	24回(2年)
	100,000円		100,000円	106,143円	2,948円	36回(3年)
	120,000円		120,000円	129,235円	2,692円	48回(4年)
通年スクーリング	30,000円	12ヶ月	360,000円	416,482円	3,856円	108回(9年)
	50,000円		600,000円	704,016円	5,866円	120回(10年)
	80,000円		960,000円	1,126,462円	9,386円	120回(10年)
	100,000円		1,200,000円	1,448,002円	10,055円	144回(12年)
	120,000円		1,440,000円	1,761,917円	11,293円	156回(13年)

1. 第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学生を含む)の利率の算定方法

「利率固定方式」と「利率見直し方式」について(①②のどちらか一方を選択します。)

①利率固定方式

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

貸与終了時における、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下、「財投」という。)の利率が、返還完了まで適用されます。

(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券(以下「債券」という。)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

②利率見直し方式

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

貸与終了時においては、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後、返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予されている期間を除く。)に、各時点の財投の利率が適用されます。

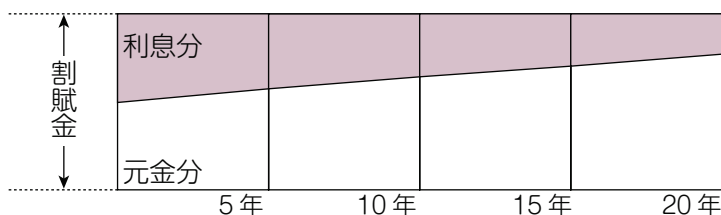
(貸与終了時及び利率見直し時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。)

※採用決定後に「利率の算定方法」を変更することはできません。

2. 元利均等返還について

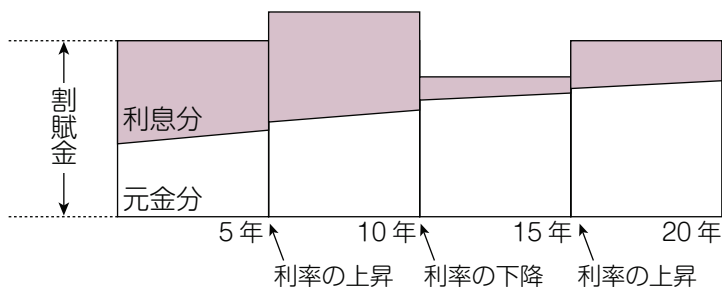
①利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定です。



②利率見直し方式における返還の概略図

利率がおおむね5年ごとに見直されるため、割賦金が増減します。(利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。)



※利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

個人情報情報の取扱いに関する同意条項

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合は、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む。）の情報	延滞発生から本契約期間中。及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申請のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持・苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

・全国銀行個人情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html> 電話 03-3214-5020

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp/> 電話 0120-441-481

・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp/> 電話 0120-810-414

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

※全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

平成23年度 機関保証制度の保証料（目安）

【夏季・冬季スクーリング、放送大学】

(1) 第一種奨学金

貸与額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
88,000	24	613

(2) 第二種奨学金

貸与額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
30,000	12	110
50,000	12	184
80,000	24	563
100,000	36	1,037
120,000	48	1,639

【通年スクーリング】

(1) 第一種奨学金

大学

貸与月額(円)		貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
自宅	54,000	12	648,000	108	1,513
自宅外	64,000		768,000	108	1,793
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	840

短期大学

貸与月額(円)		貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
自宅	53,000	12	636,000	108	1,485
自宅外	60,000		720,000	108	1,681
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	840

(2) 第二種奨学金

貸与月額(円)	貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
30,000	12	360,000	108	876
50,000		600,000	120	1,613
80,000		960,000	120	2,580
100,000		1,200,000	144	3,826
120,000		1,440,000	156	4,945

【特記事項】

- この個別保証料は、年利率3.0%で貸与された場合のものであり、目安です。
あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される奨学生証でお知らせします。
- 保証料は、奨学金を振り込む時にその分を差し引いて徴収し、日本学生支援機構が保証機関である財団法人日本国際教育支援協会に支払います。

機関保証制度の保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、財団法人日本国際教育支援協会（以下、「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の確認書等により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下、「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(確認書及び返還誓約書の条項の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた各条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下、「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を除いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 協会の違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債権の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が、機構から保証債務の履行（以下、「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するもの

のとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条の規定により代位弁済をしたときは、協会に対し、前条により提示された機構の権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済及び支払の債務（以下、「返済債務」という。）について返済猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号又は第4号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとし、ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の返済免除を受けることができるものとします。

2 私は精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、返済債務の一部の返済免除を受けることができるものとします。

(返済猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証拠書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した「確認書」及び「個人信用情報の取扱いに関する同意書」等に基づいて協会に完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を機構に提供することに同意します。

(注) 本紙は平成23年1月現在で作成してありますが、関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、ご承知おき下さい。

【申込情報の保護について】

インターネットを通して申し込む場合のデータ保護については、現在インターネット通信技術で最も高度な方法をとっており、スカラネット利用の際の情報保護については万全の対策を講じています。

・「スカラネット」上におけるセキュリティのレベル

ネットワーク上で電子データ授受のセキュリティを確保するために、「認証局」※（日本ベリサイン社）に加入して、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー、暗号通信）方式を採用することによってセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関。

申込時に取得した情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（「延滞情報」（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されます。



独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス
(<http://www.ikusys.jasso.go.jp/>)へ接続してください。